

極 秘
秘

第 6 次 日 韓 全 面 会 談 に お け る 一
般 請 求 権 小 委 員 会 第 9 回 会 合

3 7. 2. 1
北 東 ア ジ ア 課

1. 一般請求権小委員会第9回会合は、本1日
午後3時から約40分間、霞友会館において
次のとおり双方委員出席のもとに開催された。

日本側出席者

主査代理	大蔵省理財局	吉岡次長
副主査	外務省	ト部参事官
補佐	大蔵省理財局外債課	金子事務官
"	外務省条約局法規課	小木曾課長
"	外務省条約局条約課	井口事務官
"	外務省アジア局北東アジア課	柳谷 "
"	"	杉山 "
"	"	渡辺 "

韓国側出席者

主査弁護士	金潤根
委員 韓国銀行参事	李相徳
" 外務部長官諮問委員	鄭一永
" 代表部二等書記官	金正泰
" "	朴相斗

チ
9
回

2. 議事要旨

- (1) 吉岡主査代理より、今後の討議の進め方について、従来同様今後も週/回本小委員会を開き更に説明を伺ったり、日本側の一応の意見も述べることにしたい。また、2、3の項目については専門家で討議しないとはつきりしない点があるので、郵便貯金の場合と同様、専門家委員会を作つて行きたいと提案したところ、金主査は、専門家委員会の必要なのは具体的にどの項目かと尋ね、吉岡代理より、差当り徴用韓人、恩給、有価証券の3つの項目だと思うが、専門家委員会をいくつ作るかは相談の上決めたいと答えた。これに対し、金主査より、寄託金関係についてはどう考えるかと尋ねたので、吉岡代理より、それについても専門家委員会を作つて差支えないと思うが、根拠になる数字を出して貰えれば、専門家を入れなくてもいいかも知れないと答えたところ

る、李委員より、それでは税関で分るというとかと反問したので、日本側より、まだそこまで調査が進んでいないと答えた。更に、韓国側より、保険金関係についてはどう思うかと尋ねたのに対しては、日本側より、その問題については、保険会社などに当っているが、数字については大分開きがあるようだと答えた。

- (2) 次いで会議の進め方について、韓国側は差し当つて必要なのは資料関係の対照だと思ふが、それならば、それを非公式の会議とし、週に1回やり、公式会議は、必要の都度随時開くことにしてはどうかと述べ、その理由として人手不足と本国との連絡の関係をあげた。これに対し、日本側は、名称については非公式とするより専門家委員会とするのが適当であり、それと公式の委員会の両方を週1回づつやることにしてはどうか。

とにかく日本側としては従来のペースを落したくないわけであると述べ、来週中にも1回公式の委員会を開いて要綱7、8の説明を聞き、また、どれか1つ専門家委員会も開きたいと希望した。要綱7、8、については、韓国側より、説明の時期は多少先になるかも知れないとの発言があり、会議の運び方については、来週は、木曜日に公式会議を、火曜日には非公式会議を開くことにし、その非公式会議で専門家委員会の必要性などについて話し合ってみようということで双方一応了承した。なお、吉岡代理より、在外会社等の旧朝鮮人株主に関する別添資料を韓国側に手交した後、これに関する韓国側からの質問には火曜日の非公式会議で回答することを約した。

- (3) 再び会議の回数について、日本側は、公式、非公式の会議を週1回づつというペースで進め、一般にも討議がはかどっている

ように印象づけるようにしたい。また非公式というのは何かと新聞方面などから聞かれた場合、内容は専門家会合であるというような説明をしたいと述べた。

これに対し、韓国側は、専門家委員会を開かぬというわけではないが、この点は非常にデリケートな問題がある。すなわち、韓国側では、年末までに事務的な折衝は大体すみ、あとは政治折衝であるというように国民に印象づけているので、それなのにまだそんなに折衝することが残っているということになれば微妙なことになるわけで日本側には日本側の立場があると同様、韓国側の立場についても理解して貰いたいと述べた上、更に、ざつくばらんに言つて、日本側の言いなりになつていてのではないとか、同じことを繰り返しているためおくられているととられるのも困る。資料の不十分な点があれば差上げる。日本側で、専

門家委員会を作つて仕事はかどつてゐる
ように発表されることは、とおりはいいが
韓国側としてはそう簡単にゆかないわけ
であると説明した。

そこで、日本側より、専門家会議は便宜
的な措置であつて、要するに実質的に討議
が進めばいいと考えている。また、最終的
には一つの数字を握むことが必要であり、
その数字に専門家も交えないで余り違つた
数字が出るのでは韓国側としても困るの
ではないか、P・Rの問題は別として、エフ
ェクティブな人に出て貰つて討議を進める
べきであると述べ、韓国側もこれに同感の
意を表し、結局、次回は、来週火曜日（2
月6日）午後3時から非公式会議を、木曜
日（2月8日）午後3時から公式会議を行
なうことを決定した。

- (4) 新聞発表については、今後のスケジュー
ルについて協議を行ない、引き続き資料の
検討を進めることを申合せた旨および、次
回開催の予定を発表することを申合せた。
-

旧朝鮮に本店又は主たる事務所を有していた
法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配
留保額

会 社 名	現 金	株 式	
		株 数	額 面 金 額
朝鮮銀行			
朝鮮信託(株)			
小林鉦業(株)			
(株)丁字屋商店			
日本高周波重工業(株)			
成敏鉦業(株)			
朝鮮食糧営団			
朝鮮自転車製造(株)			
朝鮮石油(株)			
朝鮮電業(株)			
朝鮮麦酒(株)			
蔚山建設(株)			
朝鮮紡織(株)			
(株)辻本商店			
東邦鉦業(株)			
(株)清水精米所			

日 硬 産 業 (株)
西 日 本 汽 船
(株) 朝 鮮 貯 蓄 銀 行
朝 鮮 米 穀 倉 庫 (株)
国 産 自 動 車 (株)
大 昌 興 業 (株)
(株) 朝 興 銀 行
(株) 朝 鮮 商 業 銀 行
迫 間 興 業 (株)
計 25 社

(注) 1.

2.